

資料3

サントリ一知多蒸溜所株式会社の事業計画に対する産業廃棄物焼却施設の技術上の基準等への適合状況

規 章	項 号	省令条文	サントリ一知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
12条	1号	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温湿度に對し て構造耐力上安全であること。	施設は、筋を使用しコンクリートで施工した基礎に加え、地盤力等の短期荷重、長期荷重、熱应力を考慮した鉄骨架台上に設置される。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (2)立面図 2維持管理に関する計画(構造基準)
3号		産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び 排水、施設において使用する薬剤等による廃食を防止する ために必要な措置が講じられていること。	必要箇所にSUS、FRP等を用いて施工することで、廃食を防止する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図①～⑥ 2維持管理に関する計画(構造基準)
4号		産業廃棄物の搬出及び搬入に悪臭の差散を防止する ために必要な構造があり、又は必要な設備が設けられてい ること。	廃棄物の保管場所から炉までを密閉構造にすることで、廃棄物の飛散及び搬出並びに悪 臭を防止する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図②、(5)設計計算書 2維持管理に関する計画(構造基準)
5号		騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわな いものであること。	騒音の差生源となる機器は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置する。 防音対策が必要な箇所には防音シートを設置する。 振動の差生源となる機器は、敷地境界から離れた場所で、強固なコンクリート基礎の上に 設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)断面図 2維持管理に関する計画(構造基準) 6 生活環境影響調査書 p33～109
6号			施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全 上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備 が設けられていること。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (6)排水の処理系統図 2維持管理に関する計画(構造基準)
7号		産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留 設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するもの であること。	廃棄物は密閉構造の生料斗バー、濃縮液タンク、灰ホッパーで保管する。 保管容量は、施設の処理能力に対して生料斗バーは0.75日分、濃縮液タンクは1.2日 分、灰ホッパーは2.4日分である。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑥ 2維持管理に関する計画(構造基準)
12条の2		法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処 理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この 条の定めるところによる。		—	—
5項		令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号 の二に掲げる施設次項に掲げるものを除く。)の技術上の 基準は、第四条第一項第七号(同号口(1)及び(2)並びに又 から力まで除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとす る。		—	—
1号		次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。		—	—

条	項	号	省令条文	サントリ一知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
4	1	口	燃焼ガスの温度が桜氏八百度(令第七条第十二号に掲げる燃焼施設)においては、千百度)以上のことである。	炉は耐火材と断熱材の二層構造で、1000°C以上の耐熱性があり、床面物(コーン粒及び遮熱板)を900°C以上の温度で燃焼させることができる。また、燃焼空気を昇温するため、炉上部に二次燃焼バーナを設置し、燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設置されている。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
4	1項	7号	燃焼ガスが、桜氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設においては、千百度)以上の温度を保つつ、二秒以上滞留できるものであること。	炉は耐火材と断熱材の二層構造で、1000°C以上の耐熱性があり、床面物(コーン粒及び遮熱板)を900°C以上の温度で燃焼させることができます。また、炉内容積は185.1m ³ あり、燃焼ガスは設計計算上4秒以上滞留できる。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
4	1項	7号	排却施設(ガス化改質方式の供給方法を除く。)については、次の要件を備えていること。	法第九条の二の四第一項の認定に係る燃回収施設(同項に規定する燃回収施設をいう。第四条の五、第五条の五、第五条の五から第五条の五の七まで、第五条の十及び第五条の五の十一において同じ。)である燃却施設においては外気と連通された状態で、密閉構造を有する炉ホットパンベアで定量炉に炉内に排出され、計量コンベアで供給量を計量しながら、スクリュコンベアで供給する。また、運搬液は外気と連通された状態で、密閉構造を有する保管タンクからポンプで供給され、配管に設置した流量計で計測しながら、定量炉に炉内に投入する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図②、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
4	1	口	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	(3) 外気と連通されたものであること。 (4) 燃焼室は外気と連通された密閉構造を有する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
4	1	口	燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度(桜氏八百度以上)以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	燃焼空気を昇温するために、燃風炉、炉上部に二次燃焼バーナを設置し、燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設置されている。(通常時は、助燃装置を用いなくても燃焼ガス温度を900°C以上に保つことができる。)	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図

条	項	号	省令条文	サントリーアイチ蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		(5)	燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。	燃焼室に必要な量の燃焼空気を供給するための流動空気プロワと二次空気ファンが設置されている。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図①、③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
	ハ		燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	燃焼室フリーボードの上部と下部の温度計により、燃焼ガス温度を連続的に測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③ 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
	二		兼じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね標準二百度以下に冷却することができる冷却装置が設けられていること。(ただし、兼じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね標準二百度以下に冷却することができる場合に限り、この限りではない。)	戸から排出された燃焼ガスは、ボイラ、熱交換器を経由して冷却され、兼じん機入口においては冷却空気の混合により、200°C以下になるよう冷卻する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図④、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準)
	ホ		兼じん器に流入する燃焼ガスの温度(二のただし書の場合においては、兼じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	兼じん機入口の温度計により、燃焼ガス温度を連続的に測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
	ヘ		焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするためにできる限りガス処理設備(ばいしんを除去するための湿式捕入処理施設、塩化水素を除去するための湿式捕入処理施設を設置する。)が設けられていること。	ばいしんを除去するための乾式兼じん機を設置する。 塩基性化物、塩化水素を除去するための湿式捕入処理施設を設置する。 塩素酸化物を除去するために、炉内に脱硝液を噴霧するための機器を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、⑤、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
	ト		焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	排気筒に一酸化炭素濃度測定計を設置し、一酸化炭素濃度を連続測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図

条	項	号	適合条文	サントリー知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
			はいじんを燃却灰と分離して排出し、貯留することができる。 排出設備及び貯留設備が設けられていることただし、当該施設において生じたはいじん及び燃却灰を消化設備を用いて活用し、又は燃却設備を用いる方法により併せて処理する場合は、この限りでない。	はいじんは燃却灰(流動灰)は、炉から排出される。 はいじんは燃じん機で捕集した後、コレベアを経由して灰ホッパで貯留される。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑤、⑥ 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
		リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。 (1) はいじん又は燃却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	—	—	—
12条の6	1号		法第十五条の二の三第三項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合つた適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	適合していると認められない。 事業場外からの廃棄物受け入れは行わない。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 6 生活環境影響調査書 p.7
		2号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようを行うこと。	コーン船は計量コンベア、運輸波は流量計で投入量を連続測定し、処理能力を超えないよう、常にビューポートが制御しながら炉に投入する。また、計量値を送信監視室にいるオペレーターが常時監視し、自主管理値を超えたときは、警報でオペレーターへ連絡し、調整を行う。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図②、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
	3号		産業廃棄物が施設から漏出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常発生時は、非常停止ボタンにより直ちに運転を停止する。また外部への廃棄物の流出防止措置として、施設の周囲に防波堤を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)断面図 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
		4号	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	巡回による日常点検を実施する。 巡回の発生時などある機器は、月1回の定期的な点検を実施する。 床内には、年2回の定期的な内部清掃を実施する。	適合していると認められる。	1 維持管理に関する計画(維持管理基準) 6 生活環境影響調査書 p.102、109

規格	項目	号	省令条文	サントリー知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
5号	産業廃棄物の飛散及び漏出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講すること。		廃棄物の保管場所及び廃棄物の炉までの供給設備は密閉構造である。巡回による日常点検を実施し、屋外へ廃棄物の漏えいがないことを確認する。	適合していると認められる。	1 位置 構造等の設置に関する計画 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	(4)構造図②、(5)設計計算書
6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。		廃棄物の保管場所及び廃棄物の炉までの供給設備は密閉構造である。巡回による日常点検、清掃を実施する。	適合していると認められる。	1 位置 構造等の設置に関する計画 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	(4)構造図②、(5)設計計算書 p93～109
7号	新しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講すること。		必要箇所に防音シートによる対策を実施する。巡回による日常点検のときに、防音シートの状態を確認する。月1回の振動、騒音測定を実施し、効果が落ちていないことを確認する。	適合していると認められる。	1 位置 構造等の設置に関する計画 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	(4)構造図②、(5)設計計算書 p93～109
8号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。		施設からの排水は、既設の排水処理施設で処理を行い、維持管理基準に適合させたうえで海側へ放流する。水質は連続測定装置を設置し、常時監視を行う。	適合していると認められる。	1 位置 構造等の設置に関する計画 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	(6)排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
9号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。		日常点検、定期的に実施した点検記録は、三年間保存する。	適合していると認められる。	1 位置 構造等の設置に関する計画 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	(4)構造図③、(5)設計計算書
5項	法第五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。		令第七条第三号、第五号、第八号、第十一号及び第十三号令第二号に掲げるもののうち、(第四条の五第一項第二号(同号)及びナからアまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	—	—	2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
	法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。		燃焼室中の燃焼ガスの温度を焼灰ハ百度(令第七条第十二号)に掲げる施設にあっては、千百度)以上に保つこと。	—	—	4 施工工程図
1号	燃焼室中の燃焼ガスの温度を昇温するための助燃装置が設置され、燃焼ガス温度は常時監視を行い、自主管理値の範囲を超えたときは、警報でオペレーターへ連絡して、調整する。		設計温度900°C以上で燃焼を行う。燃焼空気を昇温するため、熱風炉、炉上部に二次燃焼バーナーを設置し、燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設置されている。燃焼ガス温度は常時監視を行い、自主管理値の範囲を超えたときは、警報でオペレーターへ連絡して、調整する。	適合していると認められる。	1 位置 構造等の設置に関する計画 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	(4)構造図④、(5)設計計算書
2号	燃却施設(ガス化改質方式の燃却施設を除く。)にあっては、次のとおりとする。		燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の規定に係る燃回収施設である燃却施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の燃却施設においては外気と遮断した状態で、定量化された燃却方式の運転的、定量化された燃却方式の運転的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの燃焼大臣が定める燃却施設については、この限りでない。	適合していると認められる。	1 位置 構造等の設置に関する計画 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	(4)構造図④、(5)設計計算書 4 施工工程図

条項号	省令条文	サントリー知多蒸留所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
ニ	焼却炉の熱いやく減量が十パーセント以下になると燃却すること。ただし、燃却灰を生活環境の保全上支障が生ずる場合に限り、燃却灰をそのまま燃焼する場合は、この限りでない。	運動床式で燃焼することと、熱いやく減量は、1%以下で燃焼することができる。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、運転を停止する場合には、熱風炉、炉上部の二次燃焼バーナにより、点火温度を速やかに上昇させること。	運転を停止する場合には、熱風炉、炉上部の二次燃焼バーナにより、点火温度を速やかに上昇させること。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③ 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 处理工程図
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、熱風炉、炉上部の二次燃焼バーナにより、運転して廃棄物を燃焼し尽くす。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③ 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 处理工程図
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室フリーポードの上部比下部の温度計により、燃焼ガス温度を連続的に測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図④ 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 处理工程図
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をねおむね根氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を選りやがに下におむね根氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	根氏二百度から排出された燃焼ガスは、ボイラ、熱交換器を経由して冷却され、集じん機入口においては冷却空気の混合により、200°C以下になるようにして制御する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図④、(5)設計計算書 維持管理に関する計画(維持管理基準)
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合)にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん機入口に温度計を取り付け、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、電子データとして記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 处理工程図
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	集じん機ではろ布に堆積したばいじんを圧縮空気で一定間隔で払落し、コンペアで排出する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑤ 維持管理に関する計画(維持管理基準)
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを供給すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当のものとして環境大臣が定める煙突施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、二月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	一酸化炭素濃度は連続測定し、自主管理値を超えたときは、警報でオベレーターへ知らせて、廃棄物の供給量または空気量の調整を行う。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 处理工程図

条項号	省令条文	サントリー知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
ワ	煙突から排出される様ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される様ガス中の一酸化炭素濃度測定計を設置し、一酸化炭素濃度を連続測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
ア	煙突第三の上部に掲げる燃焼室の處理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 ※ 处理能力4t/h以上の場合は、ダイオキシン類濃度0.1 μg/m3N	一酸化炭素濃度、燃焼ガス温度を管理することで、ダイオキシン類の濃度に係る基準値(0.1ng~TEQ/m3N)を超えないように運転する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4) 構造図③ (5) 施設計算算式 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
カ	煙突から排出される様ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び塩素酸化物)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	様ガス中のダイオキシン類の濃度は年1回測定する。 ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び塩素酸化物)は、月1回測定し、記録する。	適合していると認められる。	株式第十八号第2面 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
コ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩素酸化物濃度は連続分析計で常時監視し、規制値を遵守する。 自主管理制度を決め、警報管理を行うことで規制値を超える前に対処する。	適合していると認められる。	株式第十八号第2面 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
タ	煙突から排出される様ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の排放及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	屋式排ガス処理装置の上にディミスターを設置し様気塔からの飛散を防止する。 装置周囲には防夜規を設置して外部へ飛散を防止する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4) 構造図⑤ 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
レ	第四条第一項第七号のただし書きの場合にあっては、この限りでない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、焼却灰(流動砂)は、炉から排出されると、この火災の発生を防止するために必要な措置を講ずることとともに、消火栓その他の消火設備を備えること。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4) 構造図⑤、⑥ 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
フ		火災の発生を防止するために必要な措置を講ずることとともに、消火栓、消火栓は、毎月自主管理点検を実施し、常に使用できる状態に保つ。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準)